

Q なぜ、技術者表彰を実施するのですか？

A 優秀な技術者を表彰することで、技術者の意欲向上や工事技術の継承の促進を図るとともに、減少している若年技術者の確保と育成に貢献し、県内建設業の持続的発展を目的として実施します。

Q どのような技術者を表彰するのですか？

A 次の①、②に該当する技術者の方を表彰しています。
①県内に主たる営業所を置く建設業者に所属する技術者
②栃木県発注工事(請負代金 500 万以上)を担当した監理技術者または主任技術者の方で、工事成績が特に優秀であった方
※単なる現場代理人の方は、表彰対象者とはなりません。

Q 「栃木県発注工事」に含まれる範囲はどこまでですか？

A 「栃木県発注工事」とは、栃木県の各部局(環境森林部、農政部、県土整備部、企業局)が発注した工事を指します。よって、栃木県道路公社等の県以外の機関が発注した工事は、評価対象の工事には含まれません。

Q 具体的には、どのような工事成績が表彰対象となるのですか？

A 表彰年度の前年度から起算して過去 5 年間のうち、以下のいずれかの工事成績の実績が必要です。
①建築工事について、工事成績 80 点以上の実績が2回以上あること
②建築工事以外の工事について、工事成績 80 点以上の実績が3回以上あること

Q 建築工事とはどのような工事ですか？

A 工種が建築一式、管、電気、電気通信、塗装工事、解体工事として発注された工事が該当します。

Q 工事成績 80 点以上の工事成績が建築工事で1回、建築工事以外の工事で1回の合計2回の実績がある場合、表彰対象になりますか？

A 表彰対象とはなりません。
80 点以上の実績が 2 回以上で対象となるのは、建築工事で 2 回以上の実績がある場合のみです。
※建築工事の実績と建築工事以外の工事の実績を合算することはできません。

Q 技術者の所属が、表彰対象の 5 年間で複数の建設業者にまたがっていた場合、工事成績はどのように扱いますか？

A 個人の方への表彰制度となるため、所属に関係なく、担当した工事すべてを実績として扱います。
よって、A 社所属時に2回、B 社所属時に1回、あわせて3回対象となる工事(建築工事の場合は2回)を担当した場合、表彰の対象となります。

推薦にあたっては、あくまで当該技術者が現在所属している建設業者が推薦してください。

Q 欠格要件はありますか？

A ございます。

①表彰対象となる過去 5 年間および表彰式までに、担当した工事の工事事務等により、所属する建設業者が指名停止や監督処分を受ける、または、受けることが明らかな場合

②表彰にふさわしくない事象が認められる場合

(例:県発注以外の工事で大きな事故を引き起こした、著しく低い工事成績の実績がある等)

Q 表彰対象者の担当工事とは別の工事や事象により、所属する建設業者が指名停止や監督処分を受けている場合、当該対象者は表彰対象になりますか？

A 対象になります。

あくまで、個人の方を表彰する制度ですので、本人が欠格に該当しなければ、所属する建設業者の処分状況は影響しません。

Q 建設業者1社につき、推薦できる人数の制限はありますか？

A 制限はございません。

人数の制限なく複数の技術者を推薦することができます。

Q 表彰回数の制限はありますか？

A ございます。

過去に栃木県優良建設工事技術者表彰を受けている場合、表彰対象とはなりません。

Q 表彰対象となったことで、所属会社の入札参加資格や総合評価への加点はありますか？

A 加点はございません。

あくまで、技術者個人の方への表彰制度ですので、所属する建設業者の評価点への加点はありません。